

## 空き家の 利活用に関する相談窓口

持ち家が空き家になって困っている、遠方に居住しているため空き家の管理ができない、空き家が居住可能なうちに賃貸・売却して活用したい場合などご相談ください。

また、空き家の解体についてもお相談できます。

相談の費用は、原則として**無料**です。

### 山形県宅地建物取引業協会山形

所在地／山形市松波一丁目10番1号  
電話／023-642-8133  
受付時間／〈平日〉午前10時から午後4時まで

- 「不動産無料相談会」を開催  
(月1回土曜日、午前9時から正午まで)
- 「山形県内一斉空き家相談会」を開催  
日時 令和6年8月3日(土)  
午前9時30分～正午まで  
場所 山形市霞城公民館(予定)

公認・空き家  
相談専門士が  
対応します

### 公益社団法人 全日本不動産協会 山形県本部

所在地／山形市松波四丁目1番15号  
山形県自治会館6階  
電話／023-665-0100  
受付時間／〈平日〉午前10時から午後4時まで

空き家等について、お悩みや相談ごとがありましたら、お気軽にお寄せください。お近くの相談員が、電話・面談等、お客様のご要望に応じ対応します。

空き家の  
見回り  
サービス

### 公益社団法人 山形市シルバー人材センター

所在地／山形市双葉町一丁目2番3号  
山形テルサ内(1階)  
電話／023-647-6647  
受付時間／〈平日〉午前8時30分から  
午後5時15分まで



# 空き家の 適正な管理は 所有者の責務です

管理が適正でない空き家が原因で  
他人に損害を与えた場合は、  
空き家の所有者または管理者(相続人等)が、  
損害を賠償する責任を負います。

※民法第717条(土地の工作物等の占有者及び所有者の  
責任)に規定

## このお知らせに関する 問い合わせ先

山形市まちづくり政策部  
住宅政策課住宅政策係

〒990-8540  
山形市旅籠町二丁目3番25号

☎023-641-1212(内線470・471)



山形市空き家対策

検索



# 山形市 空き家 対策

事業のご案内

このお知らせは、山形市内の家屋の納税義務者のうち、山形市外がご住所である方にお送りしています。空き家を所有されていない方にも送付しておりますが、ご了承ください。

## 空き家の 利活用に関する補助金

山形市空き家補助金 [検索](#)

### 空き家バンク利活用推進補助金 (空き家バンクへ登録している空き家が対象)

空き家の清掃や家財処分等の費用について  
**費用の50%(10万円を上限)**  
に補助します。

### 準学生寮供給促進事業費補助金 (山形市中心市街地に所在する空き家等が対象)

空き家を学生専用賃貸住宅へ  
リノベーションする事業です。  
所有者に**改修費の一部**を補助します。

### セーフティネット住宅改修費補助金 (市街化区域内に所在する空き家等が対象)

空き家を子育て世帯など  
住宅確保に配慮を要する方の  
専用賃貸住宅にする事業です。  
所有者に**改修費の一部**を補助します。

※補助を受けるためには事前に相談・申請が必要です。  
※詳しい情報は山形市のホームページをご覧ください。

## 「空き家バンク」について

空き家を買いたい・借りたい方に紹介する制度  
です。登録物件情報は山形市のホームページで  
公開しています。空き家を売りたい・貸したい  
方はご相談ください。  
農地付き空き家の登録もご相談をお受けしてい  
ます。

山形市空き家バンク [検索](#)



## 空き家の 解体に関する補助金

解体を行う場合は、所有者の負担で行うことが  
原則ですが、山形市では老朽化し倒壊等の危険  
がある空き家に関して解体費用の一部補助を  
行っています。

### 老朽危険空き家除却補助金

国が定める「不良住宅」に該当する空き家が対象

**解体費用の40%**  
(100万円を上限)  
に補助

### 市街化区域空き家除却補助金

市街化区域に所在し、  
近隣に悪影響のある空き家が対象

**解体費用の50%**  
(50万円を上限)  
に補助

※補助を受けるためには事前の調査と、それぞれ条件が  
あります。  
※解体後に補助金の申請はできません。  
詳しくは山形市住宅政策課へ。